

令和 8 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 8 年 3 月 2 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 8 年 3 月 2 日 (月) 10 時 00 分
散 会	令和 8 年 3 月 2 日 (月) 11 時 58 分
出席議員	<p>議長 石丸 時次郎 1 番 平田 英司</p> <p>2 番 原田 邦男 3 番 池松 和彦</p> <p>4 番 原口 博文 5 番 原田 宏</p> <p>6 番 木村 和彦 7 番 石橋 里美</p> <p>8 番 柳 雅明 9 番 山本 一洋</p> <p>10 番 奥村 忠義 11 番 山本 久矢</p> <p>12 番 河内 直子 13 番 寺原 裕明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田頭 喜久己 副町長 岩下 定徳</p> <p>教育長 宮崎 敏宏 総務課長 古川 秀志</p> <p>企画課長 村山 弥生 大刀洗 神崎 英昭 平和記念館長</p> <p>財政課長 尾畑 正行 税務課長 八尋 福由</p> <p>出納室長 橋本 照美 住民課長 吉浦 高幸</p> <p>人権・同和 尾籠 浩一郎 健康課長 橋本 豊 対策室長</p> <p>環境防災課長 岡部 裕行 建設課長 行武 一洋</p> <p>都市計画課長 田中 達也 農林商工課長 谷口 謙司</p> <p>上下水道課長 徳永 正弘 福祉課長 稲葉 佳奈</p> <p>こども課長 橋本 寿江 教育課長 宮崎 宣匡</p> <p>生涯学習課長 小川 真一</p>
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 坂田 康仁</p> <p>議会事務局 又野 明子</p>

# 会 議 録

令和8年第1回定例会

[開会日]

令和8年3月2日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>3月定例会開会にあたりまして、ここにご出席の皆様とご一緒に町民憲章の朗読を行いたいと思っております。</p> <p>ご起立をよろしく願いいたします。</p> <p>私がつと申し上げますので、その後本文の朗読、ご唱和をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは参ります。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にす筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>どうもご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和8年第1回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番 山本久矢議員及び12番 河内直子議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月2日から13日までの12日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの12日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和8年第1回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日は令和8年3月定例会の8年度の施政方針を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>令和8年は世界各地で紛争や対立が続き、国際情勢が不安定さを増す中での幕開けとなりました。長期化する戦禍や地域紛争、さらに一昨日来からの新たな緊張の高まりは、世界経済やエネルギー・食料情勢を通じて私たちの日々の暮らしにも影</p>

響を及ぼします。

国内におきましても、昨年夏の記録的な高温や渇水などの気候変動、物価高騰や米をめぐる不安など、生活環境は大きく変動しております。加えて、急な解散総選挙が行われるなど、政治情勢も大きな転換点を迎えました。さらに、いわゆる「静かなる有事」とも言われる人口減少問題は、地域社会の持続可能性を左右する構造的課題として、全国的にも深刻さを増しております。

このような激動の時代にあっても、筑前町の未来を確かなものとしていくことこそが、私たちに課せられた使命であります。私は、「グローバルに考え、ローカルに行動する」という姿勢を貫き、時代を的確に捉えながらも、足元のまちづくりを着実に進めてまいります。

その中で、改めて実感するのは、本町が平穏であることの尊さであります。そして、筑前町が掲げてきた「食と平和」を基幹とするまちづくりの意義をより一層深く認識する1年になるものと考えております。

昨年12月に実施いたしました米の配布事業では、受取率98%という高い実績を得ることができました。住民の皆様からは感謝の声が寄せられ、配布にあたった職員もまた、町の思いが確かに届いていることを実感いたしました。本事業は、地域の絆を再確認する機会ともなり、町民の一体感の醸成にも寄与したものと受け止めております。なお、本町の米の自給率は約300%であり、年間約10万人分の米を生産しております。この豊かな食の基盤こそが本町の揺るぎない強みであります。

また、平和発信の拠点である大刀洗平和記念館は元旦から開館し、帰省客をはじめ多くの来館者を迎えました。食の拠点であるみなみの里も年末まで営業し、12月としては過去最高の売上げを記録いたしました。両施設は課題を抱えながらも、年間延べ110万人の交流人口を生み出し、本町活性化の象徴的存在として着実に成長していると考えられます。

次に、人口問題への決意を述べます。

本年は国勢調査の人口数値が公表される重要な年であります。人口減少対策は待ったなしであり、新たにふるさと住民登録制度が始まります。全国の約9割の自治体が人口減少局面にある中、交通機関や商業施設、ガソリンスタンドなど、民間サービスの縮小が懸念されております。しかしながら、本町の人口は近年微増傾向を維持しております。福岡都市圏の発展による波及効果、本町独自の上下水道整備、子育て支援の充実などの施策効果もありますが、その根幹にあるのは、住民と職員が共有するふるさとへの誇りであります。町に誇りを持ち、暮らしを楽しむ姿勢が周囲へと広がる、いわゆるシビックプライドの醸成こそが、本町の真の強みであります。

人口の維持・増加は消費経済の拡大と民間活力の向上を促し、地方税収や地方交付税の安定にもつながります。上下水道事業の収支改善にも好影響をもたらします。将来の人口減少を見据えながらも、当面は人口微増を確かなものとする戦略を講じ、国の人口減少ビジョンと町独自の施策を融合させてまいります。

次に、令和8年度の重点施策について述べます。

第一に、DXの推進であります。従来の推進室を昇格させ、DX推進課として事業促進を図ります。住民ファーストを原点とし、AIの活用などにより、行政サービスの高度化と効率化を図り、利便性向上を実現します。

第二に、篠隈新道交差点及び歩道整備事業であります。10年来の取り組みである一期工事が完工しました。これも県当局、地元期成会の方々と役場の協働により実現されたものであります。このことにより、交通安全と生活利便性の向上に寄与

いたします。

第三に、教育環境の充実であります。三輪小学校、三並小学校、夜須中学校の体育館空調整備を進めるとともに、各小中学校のトイレ洋式化を推進し、安全で快適な学習環境を整備します。

第四に、防災・減災対策であります。ため池の持つ防災機能を再確認し、ため池改修事業に着手し、地域の防災力向上を図ります。

第五に、令和7年度に実施しました工業用地団地の活用でございます。工業用地を民間企業等に売却し、雇用拡大と税収増を図ります。

次に、民間との協働による特色ある取り組みについて述べます。

健全財政の維持と持続可能な地域活性化を実現するため、民間活力との協働を一層進化させます。

第一に、新たな企業誘致であります。先人が尽力された産業道路整備の促進にあわせ、3年先を見据えた食肉センター建設を推進いたします。本年10月に稼働する山間地の養豚の繁殖施設と連携し、食産業を振興させます。あわせて、堆肥を活用した有機農業への展開を研究してまいります。

第二に、アフタースクールの拡充であります。7年度は二つの中学校で200名を超える志願がなされ、応募学生の要望に沿った現役高校教師の講師確保格を含め、私立高校との連携をも図り、子どもたちの学びの選択肢を広げます。

第三に、山林整備の促進と活用であります。町の3分の1を占める山林について、山間地の事業所、地域住民、行政が協働し、整備と活用を進めてまいります。

第四に、RTK（リアルタイム・キネマティック）の技術の活用であります。本庁舎に設置している衛星情報受信機を活用し、スマート農業を推進し、生産性向上と担い手支援を図ります。

第五に、ふるさと納税の拡充を図ります。個性的なまちづくり事業の財源として、企画課内に民間専門員を配置し、町の資源の再発掘を行い、納税額の拡大を図ります。

第六に、紙おむつリサイクル事業の推進であります。民間事業者との連携により、循環型社会の実現を目指します。

結びになります。令和8年度も予測困難な出来事が起こり得ます。しかし、時代がいかに変化しようとも、私たちが守り育てるべき理念は変わりません。筑前町のまちづくりの原点は、「食と平和」であります。この揺るぎない理念の下、町民の皆様とともに歩みを進め、住んでよかった筑前町をさらに前進させる1年とすることをお誓い申し上げ、令和8年3月定例会開会にあたっての施政方針といたします。

それでは、本日提案します議案等34件の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である和田秀哉氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、後任として甲斐正彦氏を推薦することについて、町議会の意見を求めるものです。

同意第1号、筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、筑前町固定資産評価審査委員会委員である井手江美氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるため再任することについて、町議会の同意を求めるものです。

同意第2号、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任につきましては、委員として泉高杉氏を選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約の規定により、町議会の同意を求めるものです。

報告第1号、筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告につきましては、国及び福岡県の行動計画が改定されたことに伴い、本町の行動計画を改定しました。

ので、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、町議会に報告するものです。

議案第2号、権利の放棄につきましては、筑前町住宅新築資金等貸付金に係る元金及び利子の請求権を放棄することについて、地方自治法の規定により、町議会の議決を求めるものです。

議案第3号、町道の路線認定につきましては、5路線を新たに町道に認定するにあたり、道路法の規定により、町議会の議決を求めるものです。

議案第4号、町道の路線変更につきましては、町道の1路線を変更するにあたり、道路法の規定により、町議会の議決を求めるものです。

議案第5号、財産の処分につきましては、四三嶋工業団地造成地を処分するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。

議案第6号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法の規定により、町議会の議決を求めるものです。

議案第7号、筑前町地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。

議案第8号、筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政組織の見直しにより、DX推進課を行政組織として明確に位置づけるため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第9号、筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。

議案第10号、筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として規定するため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第11号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。

議案第12号、筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町の特色的な事業を追加することで寄附者の施策への関心を高め、より多くの施策に寄附を活用することができるようにするため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第13号、筑前町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例に規定する篠隈駐車場について、現在その土地を有償貸与しているため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第14号、筑前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、新たな通園給付が創設され、筑前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要があるため、当該条例の制定について、町議会の議決を求めるものです。

議案第15号、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町が設置する特定教育・保育施設等において乳児等通園支援事業を実施するにあたり、その扶養義務者等から利用料を徴収するため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第16号、筑前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の制定に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。

議案第17号、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を新たに徴する必要があること、あわせて国民健康保険税の税率を改定するため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第18号、筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策の意思決定機関である防災会議において、多様な観点からの意見を取り入れ地域防災力を向上するため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第19号、筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、効率的なメンテナンス作業等のための休館日の変更及び館内撮影禁止を条例に規定するため、当該条例の一部を改正することについて、町議会の議決を求めるものです。

議案第20号、令和7年度筑前町一般会計補正予算（第8号）につきましては、補正額3億5,521万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ174億4,744万8,000円とするものです。

減額補正する主なものは、特定教育・保育施設等給付事務1億2,590万円の減、工業用地造成事業特別会計繰出金9,909万2,000円の減、児童手当支給事務7,400万円の減、福岡県介護保険広域連合事業4,821万7,000円の減。

増額補正する主なものは、三並小、三輪小、夜須中の体育館空調設備設置について、国の補正予算により次年度からの前倒しで計上する小学校施設整備事業2億9,839万4,000円、中学校施設整備事業2億1,549万2,000円、今後の施設改修に備えるための公共施設等整備基金積立7,329万5,000円などを追加するものです。

なお、繰越明許費として、13の事業合計11億3,270万9,000円の繰越し、地方債補正として追加2件、限度額変更3件がございます。

議案第21号、令和7年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正額459万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ32億9,090万4,000円とするものです。

主な補正内容としましては、決算見込みによります特定健康診査等事業費290万円の減額などです。

議案第22号、令和7年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額2億553万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ4億1,420万8,000円とするものです。

議案第23号、令和7年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を1,990万円増額し、収益的収入総額を13億7,505万7,000円、収益的支出の予定額を800万円減額し、収益的支出総額を1

3億4,715万7,000円、資本的収入の予定額を3,550万円減額し、資本的収入総額を4億7,154万2,000円、資本的支出の予定額を3,304万円減額し、資本的収支総額を8億2,152万8,000円とするものです。

議案第24号、令和7年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の予定額を1,100万円増額し、収益的収入総額を5億2,902万6,000円、収益的支出の予定額を140万円減額し、収益的支出総額を5億1,541万6,000円、資本的支出の予定額を100万円減額し、資本的支出総額を1億1,340万6,000円とするものです。

次に、議案第25号から議案第31号までの令和8年度筑前町一般会計をはじめとする7会計の予算編成方針について概要を説明いたします。

我が国の景気は、「米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」という内閣府の直近の1月の月例経済報告にもあるように、個人消費や設備投資は持ち直し、雇用情勢は改善の動きがみられ、輸出、生産、企業収益は横ばい、消費者物価は上昇しています。政府は、「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築することを基本的態度としています。

令和8年度地方財政対策の概要では、物価高の中で経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上。地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額を確保。また、地方財政の健全化に取り組み、臨時財政対策債については、昨年に引き続き発行額がゼロとなっています。

本町は、健全化判断比率等の財政指標において、現状では健全性を保っているところですが、子育て支援、教育の充実、雇用、福祉、防災対策や施設の老朽化など、取り組むべき課題は多く、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないなど、財政を取り巻く状況は厳しさを増していております。

一方で、少子高齢化、人口減が加速している我が国において、本町は人口増とこれまでの投資的まちづくりの成果が表れている側面も見られます。

このような状況の下、令和8年度当初予算については、昨年度は骨格予算だったこともあり、投資的経費の増の影響が特に大きく、義務的経費、その他の経費も昨年度を上回っています。目的別に見れば、小学校トイレ洋式化や学習用タブレット更新等による教育費、防災ため池改修等による農林水産業費の増が挙げられます。

総合計画において、本町が目指す将来像、「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」の実現に向け、責任ある積極財政となる予算編成といたしました。

それでは、それぞれの会計の提案理由の説明をいたします。

議案第25号、令和8年度筑前町一般会計予算については、予算総額169億3,811万2,000円で、前年度比10.6%の増、16億2,312万3,000円の増額となっています。

歳入につきましては、町税が37億7,213万3,000円で前年度比6.2%増。財源構成につきましては、自主財源が60億1,609万9,000円で総予算の35.5%、依存財源が109億2,201万3,000円で総予算の64.5%の構成となります。また、一般財源額は102億3,089万5,000円となり、前年度比4.2%の増となっています。

歳出につきましては、人件費が地域手当や人事院勧告に基づく給与、報酬の増により前年度比3.3%増、扶助費が主に保育所等運営委託料、障害者自立支援給付費の増により前年度比13.0%増、公債費が前年度比2.3%減となり、義務的経費

	<p>は前年度比7.1%の増となっています。投資的経費のうち、普通建設事業費は前年度比90.1%増、災害復旧事業費は前年度比25.0%増となったため、投資的経費は前年度比89.8%の増となります。</p> <p>その他の経費のうち、補助費等、繰出金以外の経費、特に物価高騰、賃金上昇に伴う物件費が増となり、前年度比5.0%の増となっています。</p> <p>議案第26号、令和8年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額32億4,440万8,000円、前年度比6.3%増、1億9,257万2,000円の増額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、保険給付費22億8,342万9,000円です。</p> <p>議案第27号、令和8年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額6億5,508万7,000円、前年度比10.1%増、5,982万9,000円の増額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6億4,671万6,000円です。</p> <p>議案第28号、令和8年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額485万5,000円、前年度比23.1%減、146万円の減額となっています。</p> <p>議案第29号、令和8年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額7億9,625万8,000円、前年度比642.3%増、6億8,898万4,000円の増額となっています。</p> <p>議案第30号、令和8年度筑前町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び収益的支出13億6,014万3,000円、資本的収入6億6,938万5,000円、資本的支出10億907万4,000円の予定額となっています。</p> <p>議案第31号、令和8年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入5億4,200万6,000円、収益的支出5億4,136万3,000円、資本的収入0円、資本的支出1億1,508万5,000円の予定額となっています。</p> <p>以上が、本日提案します議案等の提案理由です。</p> <p>慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いたします。</p> <p>以上、開会にあたりましての挨拶、議案等の提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願をいたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>人権・同和対策室長</p>
人権・同和対策室長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」</p> <p>人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。</p> <p>本日付提出、町長名です。</p> <p>氏 名 甲斐正彦</p>

	<p>住 所 福岡県朝倉郡筑前町  生年月日  お手元に甲斐氏の経歴を配付しております。ご確認くださいと思います。  提案理由は町長説明のとおりとなります。  よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。  これから質疑を行います。  質疑ありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。  これから討論を行います。  まず、原案に反対者の発言を許します。  討論ありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。  これから、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」  を採決します。  本件について、推薦者を適任であるとすることに賛成の方は挙手を願います。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。  したがって、諮問第1号は適任であると決定しました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を  求めることについて」を議題とします。  説明を求めます。  総務課長</p>
総務課長	<p>同意第1号について、議案書5ページです。  同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め  ることについて」  筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法等第4  23条第3項の規定により議会の同意を求める。  本日付提出、町長名です。  氏 名 井手江美  住 所 福岡県福津市  生年月日  提案理由は町長説明のとおりです。  なお、井手江美氏の経歴等につきましては、別添参考資料でご確認いただ  きたい  と思います。  筑前町固定資産評価審査委員会の委員の選任は、法及び条例により委員数は3  人で、当該市町村の住民、学識経験を有する者のうちから当該市町村の議  会の同意を得て、市町村長の選任となっており、本町では、住民代表1  人、学識経験者2人に固定資産評価審査委員会委員をお願いしており、  学識経験者2人は不動産鑑定士1人、税理士1人をお願いをしております。  今回は、学識経験者のうち不動産鑑定士である井手氏が令和8年3月31  日までの委員任期となっていることから、選任にあたり、福岡県不動  産鑑定士協会に推薦依頼を行ったところ、引き続き井手江美氏が推薦  され、これまでの委員会運営に際</p>

	<p>しても委員としての職務に適切に対応していただいていることから、今回の委員選任同意をお願いしているものです。</p> <p>なお、委員任期は地方税法により3年となっております。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第1号は同意することに決定しました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>同意第2号について、議案書は6ページになります。</p> <p>同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>氏 名 泉高杉</p> <p>住 所 福岡県朝倉郡東峰村</p> <p>生年月日</p> <p>提案理由は町長説明のとおりです。</p> <p>なお、泉高杉氏の経歴等につきましては、別添参考資料でご確認いただきたいと思います。</p> <p>公平委員会につきましては、地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法第7条の規定により設置するもので、地方公務員が勤務条件に関する問題や不利益処分を受けた際に、その救済を図る機関として設けられているものです。</p> <p>本町におきましては、単独では設けておらず、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合、東峰村と共同して設置し、その事務を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合にお願いしているものです。</p> <p>また、委員会は、地方公務員法第9条の2第1項により3人の委員で組織され、委員の任期は、地方公務員法第9条の2第10項により4年となっており、委員の任命は、地方公務員法第9条の2第2項により議会の同意を得て、地方公共団体の</p>

	<p>長が行うとなっておりますが、先ほど説明しましたように、共同設置して甘木・朝倉広域市町村圏事務組合にお願いしていることから、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、関係団体の議会の同意が必要なことから、今回、本町議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を採決します。</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第2号は同意することに決定しました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 報告第1号「筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>それでは、議案書7ページをお願いします。</p> <p>報告第1号「筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について」新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、別冊のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>概要について、筑前町新型インフルエンザ等対策行動計画の8ページをお願いします。</p> <p>中段からですが、こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたって、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すため、「感染症危機に対応できる平時からの体制づくり」「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」「基本的人権の尊重」の三つの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定され、県では政府行動計画の改定を踏まえ、令和7年3月に県行動計画を改定しました。</p> <p>今般、国・県の改定を踏まえ、町の行動計画を改定したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑がないようです。 これで本件の報告を終わります。</p>
日程第8～ 日程第30	
議 長	<p>日程第8から日程第30までを、会議規則第35条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした、日程第8 議案第2号から日程第30 議案第24号までは、議案の説明のみを行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 人権・同和対策室長</p>
人権・同和対 策室長	<p>議案書8ページをお願いいたします。 議案第2号「権利の放棄について」 地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。 本日付提出、町長名です。 1、権利の内容、住宅新築資金等貸付金に係る元金及び利子の請求権。 2、権利の相手及び放棄する金額等でございます。 借受人1、権利放棄する金額、305万4,004円、放棄の理由、借受人及び保証人の死亡、相続人の相続放棄等により回収が困難なためです。 借受人2、権利放棄する金額、69万1,863円、放棄の理由、借受人の死亡、相続人の生活困窮、保証人の死亡等により回収が困難なため。 借受人3、権利放棄する金額、68万8,360円、放棄の理由、借受人の著しい生活困窮、保証人の死亡等により回収が困難なため。 借受人4、権利放棄する金額、95万264円、放棄の理由、借受人及び保証人の死亡、相続人の著しい生活困窮状態により回収が困難なため。 借受人5、権利放棄する金額、40万2,464円、放棄の理由、借受人の死亡、相続人の生活困窮、保証人の死亡等により回収が困難なため。 借受人6、権利放棄する金額、1,167万615円、放棄の理由、借受人の死亡、相続人の相続放棄、保証人の死亡等により回収が困難なため。 提案理由は町長説明のとおりとなります。 よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>議案書の9ページをお願いいたします。 議案第3号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定することについて、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は先ほどの町長説明のとおりです。 次のページに、認定する五つの路線を挙げております。全て町の開発指導要綱に基づき民間業者が新設して町に寄附した道路で、全路線とも町道として管理する必要があると認められる道路でございます。 続きまして、議案書11ページをお願いいたします。 議案第4号「町道の路線変更について」 別紙のとおり町道路線を変更することについて、議会の議決を求める。</p>

	<p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりです。</p> <p>次のページに変更する路線を挙げております。</p> <p>路線番号1045号、柚ノ木・石橋線につきましては、昭和59年に認定しておりますが、一部が民地内に入り込んでおり、字図に道路筆もなく原形もないことから、廃止して変更するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「財産の処分について」</p> <p>次のとおり、財産を処分するため、議会の議決を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>提案の理由につきましては、町長説明のとおりです。</p> <p>1 処分する財産の表示につきましては、</p> <p>所在地 筑前町四三嶋字向原750番地1</p> <p>地 目 雑種地</p> <p>地 積 1万154.18平米です。</p> <p>2 処分価格 3億462万5,400円、平米あたり3万円です。</p> <p>3 契約の相手方は、</p> <p>東京都港区海岸1丁目10番30号</p> <p>株式会社ヤクルト本社</p> <p>代表取締役社長 成田裕です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりです。</p> <p>15ページから20ページが新旧対照表となっております。変更箇所には下線が引かれております。</p> <p>15ページ、別表第1、糟屋郡の項中、糟屋郡の漢字表記を改めるものです。</p> <p>それから、別表第1、三井郡の項中及び19ページ、別表第2第4区の項中から、久留米市外三市町高等学校組合を削るものです。</p> <p>戻りまして16ページの別表第1、その他の項中、それと19ページの別表第2第4区の項中、久留米市広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合に変更するものです。</p> <p>今回の議案につきましては、久留米市外三市町高等学校組合が令和8年3月31日を限り解散することに伴い、構成団体が減少すること、令和8年4月1日から久留米市広域市町村圏事務組合が名称を変更すること、今回の規約の変更に伴い、糟屋郡の漢字表記を改めるもの、これらの規約の変更について福岡県知事の許可を得</p>

るために、福岡県市町村職員退職手当組合の全ての構成団体に同一内容で議決を求められているものです。

21ページに附則として令和8年4月1日から施行するものとしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書22ページ。

議案第7号「筑前町地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名です。

提案理由は町長説明のとおりです。

23ページから25ページまで、新旧対照表となっております。

今回の関係条例の整理につきましては、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を規定しています地方自治法第243条の2の7が同条2の8に条ずれ、職員の賠償責任を規定している地方自治法第243条の2の8が同条の2の9に条ずれする地方自治法の一部が改正され、あわせて、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等を規定している地方自治法施行令第173条の4が第173条の5に条ずれする地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、これらの規定を引用しています筑前町監査委員条例、筑前町水道事業の設置等に関する条例、24ページにあります。筑前町下水道事業の設置等に関する条例、筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例、これら四つの町条例を地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれに対応し、改正するものです。

25ページに附則として、この四つの条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げます、規定の施行の日である令和8年9月24日から施行するものとしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、26ページをお願いいたします。

議案第8号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名です。

提案理由は町長説明のとおりです。

27ページから28ページが新旧対照表となっております。

現在、令和4年度に筑前町DX推進計画を策定し、国の動向を見極めながら自治体DXを推進してまいりました。今後、高齢者人口がピークを迎える2040年問題に対応するためにも、第1期DX推進計画で構築したデジタル基盤を生かし、住民がより快適で質の高い生活を送れ、持続化可能な行政運営の実現を目指すための自治体DXの推進実現のために、現在、財政課内に組織しておりますDX推進室を独立させ、DX推進課を新たに組織設置し、本町DXの推進に向けた取り組みを強化するために、今回、行政組織条例の一部改正を行うものです。

第1条でDX推進課設置を位置づけ、第2条でDX推進課の事務分掌を関係課の中で整理をしているものです。

28ページの附則として、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。

議案第9号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名です。

提案理由は町長説明のとおりです。

議案書30ページから32ページが、新旧対照表となっております。

令和5年6月16日に公布されました、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律第44条により、行政手続法が改正され、令和8年5月21日施行となったことに伴い、今回、筑前町行政手続条例の一部改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞、弁明の機会の付与の意見陳述手続きの通知を公示送達によって行う場合の方法について、書面掲示規制に関わる見直しが行われ、インターネットによる公示を前提とした改正が行政手続法で行われております。この改正に伴いまして、行政手続法の改正条文に準じて規定しています、当該条例の第15条、第16条、第22条及び第29条を改正し、不利益処分を受け、かつその所在が不明な名宛人への聴聞及び弁明の機会の付与に関する公示の方法に、一つ目に、総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を、インターネットを通じて閲覧できる状態に置く。二つ目に、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する措置を、従来どおりの事務所の掲示場へ掲示する。三つ目に、公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を、事務所に設置したパソコンの画面上で閲覧できるようにするという措置を行うよう規定するものです。

なお、聴聞及び弁明の機会の付与に関する通知が、その者に到達したとみなされる公示送達に必要な期間である2週間につきましては、改正前と変更ございません。このことが、第15条第4項に新たに追加規定しているものでございます。

また、この一部改正とあわせ、常用漢字に見直せる漢字につきまして、名宛人、剥奪、鑑みを今回、常用漢字に見直しを行っているものです。

議案書33ページ、附則としまして、第1項でこの条例は令和8年5月21日から施行するものとし、第2項で経過措置を設けております。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、34ページをお願いいたします。

議案第10号「筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名です。

提案理由は町長説明のとおりです。

35ページから46ページまでが新旧対照表となっております。

今回の条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、住民基本台帳、地方税等の基幹系情報システムについて、全国の自治体が使用する情報システムを国が定めた基準に基づいて統一し、住民サービスの向上や業務の効率化を目指す標準化基準に適合したシステムへの移行を現在進めており、このシステム標準化に伴い、町の住民基本台帳に登録されてはおりませんが、行政サービス上、記録しておく必要がある住登外者の登録管理を行う、住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられたことから、この機能を利用できるよう、本町の独自利用事務及び特定個人情報の庁内連携を行う事務、または同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務について規定しています、当該条例の一部改正を今回行うものでございます。

	<p>また、現行の当該条例が本町の独自利用事務及び特定個人情報の庁内連携を行う事務、または同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務だけではなく、特定個人情報を取り扱う本町の事務について全て規定をしており、これらの事務の中には、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、特定個人情報の利用が具体的に定められている、いわゆる法定事務についても含まれていることから、これらの事務については条例に規定する必要がなくなったことから、併せて別表で削除、整理しようとするものでございます。</p> <p>このほか、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正もあり、定義の第2条第1項第2号特定個人情報、第3号特定個人番号利用事務実施者、第4号情報提供ネットワークシステムの定義に引用する条項の条ずれにより、第2条を改正するものでございます。</p> <p>46ページに附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。以上、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、議案書の47ページ。</p> <p>議案第11号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりです。</p> <p>48ページから50ページまで新旧対照表となっております。</p> <p>令和7年8月7日の人事院勧告による給与等の改正につきましては、昨年の12月24日臨時会にて可決いただいておりますが、今回の主な改正につきましては、通勤手当等に関するものについて条例の一部改正を行うものです。</p> <p>48ページに、追加しております第7条第2項につきましては、勤務時間に合わせて給料の支給を行うことについて、定年前再任用短時間勤務職員につきましては条文化しておりましたが、これまで法によって同様に手続きをしておりました育児短時間勤務職員についても、改めて今回条文化するものでございます。</p> <p>次に、第15条第2項の改正につきましては、第7条第2項の改正と同様に育児短時間勤務職員を追加、第2号及び第3号の追加及び改正につきましては、自動車や原付バイクを使用する職員及び自動車等使用、かつ、公共交通機関を使用する職員の通勤手当の支給額を、人事院勧告に準じて月あたり上限額5万5,000円から6万6,400円へ改正するものです。</p> <p>議案書の50ページをお願いいたします。</p> <p>第15条第3項の改正につきましては、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日が月途中であっても採用、異動の日から通勤手当を支給できるよう、支給方法の見直し規定の条文を改めて追加するものでございます。</p> <p>附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で、総務課から議案第6号から第11号の説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>議案書51ページです。</p> <p>議案第12号「筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由については、町長提案理由のとおりでございます。</p> <p>次のページ、52ページをお願いいたします。</p>

	<p>新旧対照表にて説明いたします。</p> <p>第2条第1号中、事業の次に「及び掩体壕等戦跡保存事業など（平和を推進するまちづくり）」を加え、同条第2号中、事業の次に「及びスマート農業推進事業など、（食を推進するまちづくり）」を加え、同条第3号中、事業の次に「及びオンデマンドバス運行事業など（地域を元気にするまちづくり）」を加えます。また、第4号を「森林整備事業及び草場川桜並木の景観保持事業など（緑あふれるまちづくり）」に改め、現行の「第4号」を「第5号」に改めるとともに、「あかちゃんの駅事業及びこども・妊婦のインフルエンザ予防接種事業など（子育てを応援するまちづくり）」に改めます。第6号に「アフタースクール（公営塾）事業及び中学生英検受験料助成事業など（こどもの学びを応援するまちづくり）」を加え、第7号に「使用済み紙おむつリサイクル事業及び住宅用再生可能エネルギー促進助成事業など（環境にやさしいまちづくり）」を新しく規定するとともに、現行「第5号」を「第8号」に改めます。</p> <p>なお、次のページの附則で、この条例は令和8年4月1日から施行することとなります。</p> <p>続けて次のページ、議案書54ページをお願いします。</p> <p>議案第13号「筑前町自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付掲出、町長名でございます。</p> <p>提案理由については、町長の提案理由のとおりでございます。</p> <p>次のページ、55ページの新旧対照表にて説明いたします。</p> <p>第2条表中、「篠隈駐車場、筑前町篠隈340番地2、403平米」を削除します。</p> <p>なお、附則でこの条例は公布の日から施行することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>議案書56ページをお願いします。</p> <p>議案第14号「筑前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由については、町長説明のとおりです。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>57ページから66ページまでが今回新たに制定する条例となっております。</p> <p>本条例は、令和8年度から全国でスタートする新たな通園給付こども誰でも通園制度の実施に向け、町が、子ども・子育て支援法に基づく給付対象施設として、事業者の確認を行うための基準を、国の基準に準拠して新たに定めるものです。</p> <p>この制度は、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子どもが、一定時間の枠内で時間単位で柔軟に保育施設を利用できる新たな仕組みで、全てのこどもの育ちを応援すること、全ての子育て家庭を支えることを目的としています。</p> <p>本条例の主な内容は、利用者への対応、面談、職員体制、利用定員の遵守、苦情対応など、事業者として行うべき事項、町が行う斡旋及び要請への協力など、町との連携協力の必要性、会計区分や秘密保持などです。</p> <p>66ページ、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。</p> <p>続きまして、議案書の67ページをお願いします。</p> <p>議案第15号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に</p>

	<p>関する条例の一部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由については町長説明のとおりです。  本条例は、令和8年度から全国スタートする新たな通園給付、こども誰でも通園制度の実施にあたり、町が公立保育所等の公立施設で事業実施を行う際に保護者が負担する利用料が、公の施設の使用料に該当するため、追加規定するものです。  次のページをお願いします。  新旧対照表にて説明します。  第1条、現行の保育料にその他、町が設置する特定教育・保育施設等の費用を追加、第5条第2項条文の追加です。分納誓約による納付等、実際の運用に合わせた規定を追加。第13条、乳児等通園支援保育料の徴収を追加規定。  次のページです。  第14条、条ずれによる条番号の整理です。  附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。  続けて、議案書の次のページをお願いします。  議案第16号「筑前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由については町長説明のとおりです。  本条例は、令和8年度から全国でスタートする新たな通園制度、こども誰でも通園制度の実施にあたり、内閣府令において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が施行されておりますが、現行の文言等の整理を行うための改正がなされたため、町の設備運営基準条例を改正するものです。  次のページをお願いします。  新旧対照表にて説明します。  第9条から次のページ、第18条は、現行の「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」と改正するものです。  第20条、現行の「利用定員」を「子ども・子育て支援法の確認において定める利用定員」と改正。  第22条の2は、条文追加。離島など保育の確保が著しく困難な地域においては、前2条の規定は適用しない旨の追加。  次のページです。  第26条は、現行の「読み替える」を「読替え条文を削除して準用する」と改正するものです。  第27条は、現行の「その」を「その乳児等通園支援事業所の」と改正するものです。  附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。  以上で説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書74ページです。  議案第17号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由については、町長説明のとおりです。</p>

	<p>新旧対照表にて説明します。</p> <p>次のページの75ページをお願いします。</p> <p>第3条、課税額の算定において、子ども・子育て支援納付金を追加し、位置づけたものであり、次の76ページの第5項において、所得割、均等割、平等割の合算額で計算すること。18歳未満の被保険者に係る課税分については18歳未満から徴収せず、18歳以上の被保険者に加算することを規定し、課税額の上限額は3万円とすることを規定したものです。</p> <p>下段の第4条から78ページの第10条の2までは、既存の医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分の課税額、税率を改正するものです。</p> <p>78ページ、下段の第10条の3から次の79ページの第10条の6までは、新設した子ども・子育て支援納付金の課税額、税率を定めたものです。</p> <p>次に、79ページから86ページまでの第22条においては、国保税の減額の規定で、課税額改正に合わせた軽減額を改正する必要があるとあり、所得に応じた軽減措置や未就学児の軽減措置、出産に伴う軽減措置についての軽減額を改正するものです。</p> <p>次に、86ページをお願いします。</p> <p>86ページ以降の附則の改正については、子ども・子育て支援金分の所得割を新たに設定することから、子ども・子育て支援金分の所得割を位置づけている第10条の3を追加規定したものです。</p> <p>最後に、議案書の92ページの附則により、この条例は令和8年4月1日から施行することと規定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>議案書93ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>次の94ページをお願いいたします。</p> <p>防災会議条例の新旧対照表になっております。</p> <p>今回、第3条第6項に定めております委員定数を、現行の14名から25名に改正するものです。</p> <p>環境防災課所管の防災会議は、この条例の第3条第5項において、委員の職種を定めていることで、結果、女性の参画率が低い状況となっております。</p> <p>国の第5次男女共同参画基本計画において、防災会議の委員に占める女性の割合を30%にすることが目標となっており、本町においても委員定数を増やすことで広く女性の参画を促し、多様な観点から意見を取り入れることとあわせて、女性の参画率30%以上を図るため改正をするものでございます。</p> <p>最後に附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	大刀洗平和記念館長
大刀洗平和記念館長	<p>議案書95ページになります。</p> <p>議案第19号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりです。</p>

	<p>議案書96ページをお願いします。          新旧対照表にて説明します。          まず、第4条においては、大刀洗平和記念館の休館日について、毎月の第1月曜日を加えるものです。館内のメンテ、清掃等作業効率化等のため、年末のみとなっている休館日に毎月の第1月曜日を加えるものです。          次に、第6条においては、撮影の禁止について定め、第7条から第13条につきましては条文を一つ追加しましたので、繰り下げとなっております。以前から館内は、飛行機3機以外は著作権及びプライバシー保護等の関係で撮影は禁止としていますが、そのことを条例で定めるものです。          最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行し、今回改正する第4条の規定につきましては周知期間が必要なため、令和9年7月1日から施行するものです。          以上で説明を終わります。          よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書97ページをお願いいたします。          議案第20号「令和7年度筑前町一般会計補正予算（第8号）について」令和7年度筑前町一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。          別冊の令和7年度一般会計補正予算（第8号）、2ページをお開きください。          令和7年度筑前町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。          第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,521万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億4,744万8,000円とするものです。          第2条の繰越明許費につきましては、8ページの第2表になります。本年度中に事業が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して支出を行うものです。上から順に、事業名、物価高騰対策地域振興券発行事業1億8,628万3,000円、甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金781万8,000円、旧氏対応業務511万3,000円、物価高対応子育て応援手当支給事業100万円、農業共同利用施設機能強化促進事業2,634万3,000円、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業2億6,666万6,000円、ため池劣化状況評価事業400万円、橋梁長寿命化事業1,200万円、道路新設改良事業5,680万円、小学校体育館空調設備設置事業（三並小、三輪小）2億9,839万4,000円、中学校体育館空調設備設置事業（夜須中）2億1,549万2,000円、めくばーる学習館油圧エレベーター改修事業1,650万円、三輪小学校グラウンド照明LED改修事業3,630万円です。          3条の地方債補正につきましては、9ページの第3表になります。          次の9ページをお願いいたします。          地方債の追加は本庁舎改修事業、限度額290万円、本庁舎発電機整備工事費に緊急防災減災事業債を充てます。          次に、小中学校体育館空調設備設置事業1億5,950万円は、国の補正予算に伴う前倒しによるもので、防災減災国土強靱化緊急事業債を充てます。          変更につきましては、甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金限度額2,450万円は、国の補正予算に伴う一部前倒しによるもので、一般事業債を充てます。          両筑県営二期事業負担金、限度額4,070万円は、地区ごとの事業費が増減したことによる増で、公共事業等債を充てます。</p>

各小中学校改修事業、限度額1億5,250万円は、夜須中学校防犯カメラ工事には学校教育施設等整備事業債350万円を充て、それ以外の小中学校の改修事業には公共施設等適正管理推進事業債を充てるものです。

それでは、事業別明細書により歳出から説明いたします。

減額補正につきましては、額の確定及び決算見込みにより不用額を減額するものです。

増額の主なものを説明いたします。

20ページ下段をお願いいたします。

2款1項6目財政調整基金費、補正額230万9,000円から次のページ21ページの下段、20目企業版ふるさと応援基金費までの基金利子積立金は、運用による増額335万円を元金現在高で按分して積み立てるものです。

上段8目地域振興基金費、基金元金積立金247万9,000円の増は、まちづくり自動販売機売上募金の増に伴い積み立てるものです。

9目公共施設等整備基金費、基金元金積立金7,275万8,000円の増は、財政計画に基づく公共施設改修への備えが7,000万円、残りが町有地や町有林木材など、財産売却収入を積み立てるものです。

10目森林環境譲与税基金費の基金元金積立金147万4,000円の増は、森林環境譲与税が基金事業費を上回る分を積み立てるものです。

13目多目的運動広場整備等基金費の基金元金積立金2万4,000円の減額は、国有提供施設等所在市町村助成交付金の確定に伴うものです。

22ページをお願いいたします。

2款1項22目企画費、補正額341万3,000円の増は、18節負担金補助及び交付金の甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金781万8,000円の増で、地方債の変更で説明したとおりです。

ページ飛びまして、33ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費、補正額5億694万9,000円の増は、12節委託料の小中学校体育館空調設置工事監理委託料1,332万1,000円の増。14節工事請負費5億56万5,000円の増は、三並小、三輪小及び夜須中学校の体育館空調設置工事によるものです。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

12ページをお願いいたします。

14款2項3目民生費負担金、補正額1,768万8,000円の増は、保育料の増によるものです。

次の13ページをお願いいたします。

16款2項9目教育費国庫補助金1億4,439万5,000円の増は、2節義務教育費補助金の学校施設環境改善交付金1億5,796万5,000円の増で、小中学校体育館空調設置事業に伴う国庫補助金です。

次の14ページをお願いいたします。

17款2項2目総務費県補助金、補正額172万1,000円の増は、2節企画費補助金、鉄道駅バリアフリー化促進費補助金によるもので、甘木鉄道エレベーター工事等に伴う補助金です。

次の15ページをお願いいたします。

17款3項7目土木費県委託金、補正額123万1,000円の増額は、主に1節都市計画事務委託金のうち都市計画基礎調査委託料119万4,000円によるものです。

18款1項財産運用収入338万円の増は、主に債券等運用利子収入によるもの

	<p>です。</p> <p>18款2項財産売払収入211万8,000円の増額は、町有地売払収入及び町有林木材売払収入増によるものです。</p> <p>次の16ページをお願いいたします。</p> <p>19款1項2目指定寄附金、補正額77万4,000円の増は、キリンビール桜並木保全活動の寄付金です。</p> <p>20款2項1目基金繰入金、4節公共施設等整備基金繰入金1億8,614万3,000円は、主に小中学校体育館空調設置事業に繰り入れするものです。</p> <p>22款5項2目雑入、補正額1,076万9,000円の増は、5節雑入のうち主に公共建物災害共済還付金及び共済金120万6,000円と、次の17ページをお願いいたします。自動販売機売上募金247万9,000円の増及び負担金確定に伴う後期高齢者医療過年度療養給付費負担金返還金1,645万7,000円によるものです。</p> <p>23款町債、補正額1億3,430万円の増は、事業の確定及び決算見込み等による増額です。</p> <p>以上で説明終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>健康課長</p>
<p>健康課長</p>	<p>議案書98ページです。</p> <p>議案第21号「令和7年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」</p> <p>令和7年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の予算書2ページです。</p> <p>令和7年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,090万4,000円とする。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>事項別明細書で説明します。8ページです。</p> <p>まず、歳出からご説明します。</p> <p>1款1項総務管理費72万2,000円の減額は、委託料及び備品購入の額確定によるものです。</p> <p>3款国民健康保険事業納付金1項から3項までは、金額確定により財源内訳の変更を行うものです。</p> <p>6款1項保健事業費40万7,000円の減額は、レセプト点検委託料の決算見込みと健康づくり事業の事業完了による事業費の額確定によるものです。</p> <p>次の9ページをお願いします。</p> <p>6款2項特定健康診査等事業費290万円の減額は、決算見込みによる委託料の減額です。</p> <p>7款1項国民健康保険事業運営基金積立金9万円の減額補正です。これは、基金の一部を取崩したことにより、基金利子の減額が見込まれることによるものです。</p> <p>9款諸支出金47万5,000円の減額は、保険税還付金の決算によるものです。続いて歳入になります。7ページです。</p> <p>8款財産収入9万円の減額は、歳出でも説明しました基金利子減額によるもので</p>

	<p>す。</p> <p>10款1項1目一般会計繰入金450万4,000円の減額です。節により若干の増減はありますが、実績見込みによる増減であり、繰入金総額の減額の主な要因は、事業完了による歳出の減、及び国保税の軽減額の確定による一般会計からの繰入金の減です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書99ページ。</p> <p>議案第22号「令和7年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>令和7年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>別冊の令和7年度工業用地造成事業特別会計補正予算2ページです。</p> <p>令和7年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億553万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,420万8,000円とする。</p> <p>事項別明細書により、歳入からご説明をします。</p> <p>7ページをお願いします。先に、6款からご説明をします。</p> <p>6款1項1目不動産売払収入3億462万5,000円は、四三嶋工業団地の土地売払収入。これにより、当初の資金計画を上回る収入が見込まれることから、1款1項1目一般会計繰入金9,909万1,000円を減額するものです。</p> <p>次に、歳出、次の8ページをお願いします。</p> <p>2款1項1目予備費2億553万4,000円の増、財政調整によるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>議案書の100ページをご覧ください。</p> <p>議案第23号「令和7年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」</p> <p>令和7年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>補正予算書にて説明を行います。</p> <p>補正予算書3ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）。</p> <p>第1条、令和7年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、令和7年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入です。</p> <p>1款1項営業収益を500万円増額し、同款3項特別利益を1,490万円増額し、収入総額を13億7,505万7,000円とするものです。</p> <p>支出です。</p> <p>1款1項営業費用を800万円減額し、支出総額を13億4,715万7,000円とするものです。</p>

4ページをご覧ください。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,998万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,059万8,000円、当年度分損益勘定留保資金2億6,938万8,000円で補てんするものです。

収入です。

1款1項企業債を2,920万円減額、同款3項補助金を530万円減額、同款5項分担金を100万円減額し、収入総額4億7,154万2,000円とするものです。

支出です。

1款1項建設改良費を3,304万円減額し、支出総額を8億2,152万8,000円とするものです。

事項別明細書にて説明を行います。

16ページをご覧ください。

収益的収入です。

1款1項1目使用料です。当初、直近の決算見込みや伸び率を考慮し計上していましたが、令和7年度決算見込みにて増額が見込まれたため、500万円増額するものです。

17ページをご覧ください。

同款3項2目過年度損益修正益、1,490万円の全額増額となります。これは、流域下水道維持管理負担金を水量に応じ支払っておりますが、令和6年度の決算剰余金が発生したため構成市町へ返還されるものです。

18ページをご覧ください。

収益的支出になります。

1款1項2目21節委託料ですが、処理場の見積り入札執行残500万円を減額しています。

26節薬品費ですが、使用見込みや物価高騰等を見込み不足にならないよう予算編成していましたが、今回決算見込みで300万円減額するものです。

21ページをご覧ください。

資本的収入です。

1款1項1目建設改良企業債ですが、本町の工事費及び県流域下水道の建設負担金の確定に伴い、借入額を2,920万円減額するものです。

同款3項1目の国庫補助金ですが、当年度補助対象工事費の金額が確定し、530万円減額するものです。

同款5項1目1節受益者分担金ですが、当初予算で見込んでいた分担金について、令和6年度内に申請から支払いまで完了したことにより100万円減額としています。

22ページをご覧ください。

1款1項1目23節工事請負費1,330万円の減額につきましては、今年度の事業費確定により減額するものです。

同款同項2目流域下水道建設費負担金につきましても、福岡県が行う流域下水道に係る工事費が確定し1,974万円が不用額となったため、減額するものです。

以上で説明を終わります。

次に、議案書の101ページをご覧ください。

議案第24号「令和7年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」令和7年度筑前町水道事業補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

	<p>本日付、町長名です。 補正予算書にて説明を行います。 3ページをご覧ください。 令和7年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）。 第1条、令和7年度筑前町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第2条、令和7年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入です。 1款1項営業収益を1,100万円増額し、収入総額を5億2,902万6,000円とするものです。 支出です。 1款1項営業費用を140万円減額し、支出総額を5億1,541万6,000円とするものです。 4ページをご覧ください。 第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,340万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,340万6,000円で補てんするものとする。 収入です。 資本的収入は増減なしでゼロとなっております。 支出です。 1款1項建設改良費を100万円減額し、支出総額を1億1,340万6,000円とするものです。 事項別明細書にて、内容について説明します。 12ページをご覧ください。 収益的収入の水道事業収益です。 1款1項1目1節水道料金です。当初、直近の決算見込みや伸び率を考慮し計上していましたが、令和7年度決算見込みで増額が見込まれたため、1,400万円を増額補正するものです。同款同項3目1節加入金ですが、口径13ミリでの加入は多かったものの、口径20ミリでの加入が想定より少なかったことにより、300万円減額補正するものです。 15ページをご覧ください。 収益的支出の水道事業費用です。 1款1項3目18節修繕費を140万円減額補正するものです。これは、水道メーター修繕の単価見積執行残によるものです。 18ページをご覧ください。 資本的支出です。 1款1項4目1節量水器ですが、こちらも水道メーター購入の単価見積執行残により100万円を減額しております。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第31～ 日程第37	
議 長	<p>日程第31から日程第37までを、会議規則第35条の規定により一括議題とします。 お諮りします。</p>

	<p>一括議題とした日程第31 議案第25号から日程第37 議案第31号までは、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、全員をもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>予算審査特別委員会委員長に寺原裕明副議長を、そして副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長を推薦いたします。</p>
議長	<p>ただいま河内直子議員から発言がありましたように、委員長に寺原裕明副議長、副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長ということでございます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、寺原裕明副議長、予算審査特別委員会委員長就任のご挨拶を演壇にてお願いします。</p> <p>寺原委員長</p>
寺原議員	<p>ただいま予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>少子高齢化による地方の過疎化、高齢化が深刻になる一方、大雨や地震等による自然災害が毎年のように発生しています。</p> <p>住民生活の安心と安全を確保すること、また、持続可能な地域社会の確立を目指すこと、さらに、時代の変化に対応するための体制整備を進めていく必要があります。</p> <p>我々筑前町議会もこれらの課題にしっかりと取り組む覚悟です。</p> <p>町執行部におかれましては、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、確信を持って予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正、適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。</p> <p>限られた審査期間でありますので、効率的かつ有意義な委員会が運営できますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任の挨拶といたします。</p>
議長	<p>予算審査特別委員会委員長就任の挨拶が終わりました。</p>
散会	
議長	<p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>本日はこれにて散会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(11:58)